

薬 第 301-11 号
平成 25 年 7 月 18 日

各関係団体長 様

大阪府健康医療部長

登録販売者試験に係る実務経験に関する不正の防止について（依頼）

標記については、平成 24 年 12 月 6 日付け薬第 3271 号によりお知らせしたとおり、過去に発行した全ての登録販売者試験に係る実務経験の証明について、各社（各自）が自主的に点検を行うよう求めたところです。

当該自主点検の結果、複数事業者から受験要件を満たしていなかった事例があるとの報告がありましたので、下記の点について、貴会（組合）員に対して、周知いただきますようお願い致します。

なお、同通知は、下記アドレスの本府薬務課ホームページ「各種通知」に掲載しておりますことを申し添えます。

記

1. 薬局開設者及び医薬品販売業者（卸売販売業者を除く）が、薬事法施行規則第 14 条の 2 第 1 項（同規則第 14 条 2 条及び第 14 条 9 条で準用する場合を含む）の規定に基づき、その実務に従事したことの証明（以下、「実務経験証明書等」という。）を作成するに当たっては、労働基準法の規定により作成される賃金台帳、労働時間の記録に関する書類（出勤簿、タイムカード等）等、薬事に係る法令以外の法令の規定により、労働時間に関する記録が客観的に確認できる書類をもとに行うこと。
2. 実務経験証明書等を作成するに当たっては、実務経験証明書等に記載の業務内容以外の業務に従事していた時間を実務経験時間に含めることはできないこと。
例えば、スーパーやホームセンター等において、薬店以外の部分で勤務していた業務（衣服売場や生鮮食品売場での業務等）時間は実務経験時間に含めることができない。
3. 実務経験証明書等を作成するに当たっては、実務経験を積んだ店舗の閉店日や閉店時間を実務経験時間に含めることはできないこと。

4. 実務経験証明書等を作成するに当たっては、契約書における契約時間ではなく、実労働時間を実務経験時間として作成すること。

5. その他、実務経験証明書等の発行に当たって不明な点がある場合、下記問い合わせ先の登録販売者試験担当に確認すること。

本府ホームページ

<http://www.pref.osaka.jp/yakumu/tuuti/index.html>

【問い合わせ先】

薬務課 医薬品流通グループ

担当：新木（しんき）、許（きよ）

TEL 06-6941-0351（内線：2574）

Fax 06-6944-6701

Mail yakumu-g22@sbox.pref.osaka.lg.jp